

## 令和 8 (2026) 年度社外専門家を活用した女性活躍促進事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する社外専門家を活用した女性活躍促進事業を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

### 1 委託業務名

令和 8 (2026) 年度社外専門家を活用した女性活躍促進事業業務

### 2 背景・目的

令和 6 (2024) 年の賃金構造基本統計調査（厚生労働省）によると、本県労働者の所定内給与水準は相対的に高いものの、男女間賃金格差は全国 44 位と大きく、その背景には、男女間の勤続年数や管理職比率の差、経営者及び本人の意識や職場の風土といった要因・課題が挙げられる。このような現状を踏まえ、女性活躍をより一層推進するため、仕事と家庭の両立や多様で柔軟な働き方の実現等の女性が働き続けられる職場環境づくりが求められている。

本事業では、企業内で働き方改革の取組を具体的に推進する担当者を育成する講座を開催するとともに、個別の課題解決や組織・風土改革を図るため、働き方改革に精通した専門家人材を直接企業に派遣し、一定期間に渡って伴走支援を実施するなど、本県企業における職場環境の改善を促進することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日（火）まで

### 4 業務内容

本仕様書に定めるもののほか、「令和 8 (2026) 年度社外専門家を活用した女性活躍促進事業業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき、次の業務を実施すること。

#### (1) 事業全体の企画・運営

以下(2)～(5)の業務を有機的に連携させ、効果の最大化が図れるよう、事業全体を企画するとともに、事業実施期間中は事務局を設置し、適切に運営すること。また、事業参加者が取組を推進できるよう、事務局が継続的にフォローアップを行うこと。

(2)～(5)に必要な参加者の確保に努めること。

#### (2) シンポジウム

事業全体の注目度を高め、県内企業が女性活躍推進に取り組む機運醸成を図るためのシンポジウムを開催する。

内容については、働き方改革関連法や女性活躍推進法の施行状況、働きやすい職場環境の整備や経営戦略として働き方改革・女性活躍を推進する際のポイント等を習得し、働き方改革・女性活躍

の推進の必要性についての理解を促進する内容とすること。また、(3)、(4)の事業への参加につながるよう工夫すること。

ア 対象 県内企業の経営者、人事労務担当者、働き方改革・女性活躍に関心がある方等

イ 定員 100名程度

ウ 実施方法 集客、オンライン方式、ハイブリッド方式等

エ 実施回数 1回以上

オ ファシリテーターの選定

働き方改革・女性活躍の普及に取り組んでいる実績があり、それらについて、十分に理解していること。ワーク・ライフ・バランス、働き方改革・女性活躍について講演等の実績があること。

ファシリテーターの具体的な候補について、企画提案書に記載すること。

カ 登壇者の選定

働き方改革・女性活躍の普及に取り組んでいる実績があり、それらについて、十分に理解していること。

登壇者の具体的な候補について、企画提案書に記載すること。

### (3) 働き方改革推進員養成講座

本県企業において、働き方改革・女性活躍の進め方を体系的かつ具体的に理解し、自社で推進できる人材（働き方改革推進員（以下「推進員」という。))を養成するための講座を開催する。

内容については、推進員が自社の課題の洗い出しを行い、それらの解決に向け、働き方改革・女性活躍を推進するための知識や、具体的なノウハウを習得できるような内容とすること。また、講座修了後、推進員が自力で取組を推進できるよう、事務局が継続的にフォローアップを行うこと。

ア 対象 県内企業の人事労務責任者・担当者等

イ 定員 県内中小企業20社程度

ウ 実施方法 集客、オンライン方式、ハイブリット方式等

エ 実施回数 3回以上

※3回の具体的な構成については、企画提案書に記載すること。

### (4) 社外専門家による伴走支援

働き方改革・女性活躍推進について、企業が抱える個別の課題解決等に向け、社外専門家による伴走支援を実施する。

内容については、企業の個別の課題の洗い出し及び解決に向けた具体的な支援計画の作成を行い、その計画に基づき、専門家による伴走支援（助言・指導・ミーティング等）を実施すること。また、支援期間終了後は、課題とその解決方法が明確化され、企業が自走して継続的に取組を推進できる体制の構築を目指すこと。

ア 対象 県内企業の経営者、人事労務責任者・担当者、リーダー層、現場社員等の職場全域

イ 定員 県内中小企業3社以上

ウ 期間 6か月程度

各企業を月1～2回程度訪問（訪問のほか、随時オンライン会議やメールによる打ち合わせを実施）し、伴走支援を行うこと。

エ 支援対象企業の選定

業種・企業規模・課題感等が偏らないよう工夫すること。※

※支援の成果の共有など、他企業への成果普及に協力可能な企業を対象とすること。

※事業の効果が十分に見込める企業を支援できるよう県と協議の上、決定すること。

オ 社外専門家

企業における働き方改革・女性活躍推進等について、専門的な知識・経験を有し、経営者等に対して、取組方法を適切に指導・助言し、成果をあげるための支援を行うことができる人材を充てること（中小企業診断士、キャリアコンサルタント、経営コンサルタント、社会保険労務士等）。

カ 記録

支援期間中、適宜、活動報告の作成や写真の撮影等の記録を行い、県に報告すること。

キ その他留意事項

伴走支援を行う企業の選定に際しては、働き方改革・女性活躍の推進に向けた取組が十分でない企業の参加を促すための掘り起こしを行うこと。

(5) 成果報告会

伴走支援を行った企業の先行事例を横展開し、働き方改革・女性活躍推進に向けた機運醸成を図るための成果報告会を開催する。

内容については、伴走支援を行った企業（3社以上）の取組成果を広く発信・共有するとともに、参加企業と発表企業が積極的に交流できるような機会とすること。

ア 対象 県内企業の経営者、人事労務責任者・担当者、学生等

イ 定員 50名程度

ウ 実施方法 集客、オンライン方式、ハイブリッド方式等

エ 実施回数 1回

(6) 広報の企画・実施

(2)～(5)の各事業の実施にあたって、必要な参加者数を確保できるよう効果的な広報を企画・実施すること。

その際、ウェブサイトを構築する場合は、高度なセキュリティ対策を講じること。

なお、チラシを作成する場合は、配布先、内容、必要部数等について、あらかじめ県と協議するとともに、広報物は県が校了の判断を行うまで対応し、印刷物と併せて電子データを提供すること。

(7) 実施効果の測定・分析

業務の実施効果を測定・分析するために、(2)～(5)の事業について、下記のとおり実施すること。

ア シンポジウム及び働き方改革推進員養成講座参加者へのアンケートの実施

シンポジウム及び講座の参加者に対するアンケートを実施すること。

イ 伴走支援企業へのヒアリングの実施

伴走支援終了後、支援企業にヒアリングを実施し、伴走支援の効果（直接的・間接的）や、支援内容に関する感想等を聴取すること。

ウ アンケート、ヒアリング結果の報告

(7) ア及びイのとりまとめ結果を県に報告すること。

(8) その他

開催時期や場所、講座内容、講師の人選等、具体的な実施方法については、県と協議の上、決定すること。

会場の予約や会場設営、参加者の募集、講師との連絡調整、当日配布資料の作成・配布、当日の運営等、業務実施に当たり必要なもの一切を行うこと。

## 5 スケジュール

本業務の実施に係るスケジュールを策定すること。詳細は県と協議によって決定する。

なお、現時点で想定するスケジュールは下記のとおりであるが、事業効果の最大化に向けたスケジュールを提案すること。

### <想定する主な業務内容及びスケジュール>

主な業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約締結	■											
企画調整・事業準備	■	■										
シンポジウム			■									
参加企業の開拓			■	■								
働き方改革推進員養成講座				■	■	■						
伴走支援企業の選定					■	■						
支援実施							■	■	■	■	■	■
成果報告会											■	■

## 6 委託料の支払い

委託料の支払いは、原則として事業完了検査後の精算払いとする。

## 7 事業運営状況に係る栃木県への提出書類

(1) 受託者は、委託業務を完了したときは、契約期間内に実施した事業に係る実績報告書を提出すること。

(2) 受託者は、実績報告書の記載事項について、事前に県と協議し、承認を受けること。

- (3) 受託者は、委託料を請求する際は、請求書を提出すること。
- (4) その他、県が必要と認める書類がある場合には、求めに応じて提出すること。

## 8 秘密の保持

受託者は、参加企業等（その従業員を含む。）に関する情報については、細心の注意をもって取り扱い、第三者に漏らしてはならない。

## 9 その他

- (1) 受託者は、事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 事業の成果は委託元の県に帰属する。また、本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。
- (3) 事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において県と受託者が協議を重ねながら実施すること。
- (4) 受託者は、本事業の他に他機関から類似事業を受託している場合には、事業内容が重複しないよう配慮すること。
- (5) 受託者は、書面により県の承認を得たときを除き、委託事業の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。
- (6) 受託者は、委託業務を行うに当たって、業務上知り得た秘密を漏らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託事業終了後もまた同様とする。
- (7) 受託者は、委託業務を実施するに当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (9) 本事業は、国の交付金を活用した事業であるため、次のことについて留意する。
  - ア 機器・器具等の調達に要する経費  
必要となる機械・器具等（消耗品を除く。）については、リースやレンタルで対応すること。
  - イ 関係書類の整備  
本事業は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、県の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこと。
- (10) 災害や感染症等の発生状況により、「4 業務内容」の実施が困難になった場合は、県と協議の上、実施内容等の見直しを行い、同等の対応をすることとする。
- (11) 受託者は、本事業の実施に当たっては、別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### (収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された

資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

## 別記

### 情報セキュリティ特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に係る栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

#### (業務の責任者及び従事者)

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

#### (作業場所の特定)

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。

2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

#### (情報へのアクセス)

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

#### (技術的安全管理措置)

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) アクセス制御
- (2) アクセス者の識別と認証
- (3) 外部からの不正アクセス等の防止
- (4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

#### (教育の実施)

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

#### (秘密の保持)

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三

者に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。

(1) 甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報

(2) この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

(1) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報

(2) 甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報

(3) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの

(4) 甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報

3 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(第三者への秘密情報の提供)

第10条 乙は、第7条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。

2 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

3 乙は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。

(1) 法令に基づき提供が求められた場合

(2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同等以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合

4 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、予め（やむを得ない場合にあっては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

(再委託)

第11条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。

3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第12条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第15条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第16条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第17条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第10条第1項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第19条 第7条、第8条、第9条、第10条、第18条、第20条、第21条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第20条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。